

豊見城市屋内遊戯施設整備事業 設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務目的

本市は、全国市区において年少人口比率が最も高く、子どもたちの健やかな成長を支える遊び場の確保は喫緊の課題となっている。特に沖縄県は気温 30 度以上の真夏日日数が全国一多く、紫外線量も全国平均より高い水準となっており、屋外活動の制限、健康被害、公園遊具の劣化などが問題となっている。また、子どもたちの遊び場は、単なる遊び場にとどまらず、子どもの体力向上や社会性の育成、親子や保護者間の交流促進、地域コミュニティの活性化にも大きく寄与するものである。

本業務は、子どもの健全な育成及び子育て環境の充実を図るため、天候に左右されず安全・安心に楽しく遊べ、子育て世代が交流できる環境を提供する屋内遊戯施設の設置に向けた基本設計・実施設計を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

豊見城市屋内遊戯施設整備基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務場所

豊崎ライフスタイルセンターTOMITON 1階 イベントコート

(3) 業務内容

別添の『豊見城市屋内遊戯施設整備事業 設計業務委託仕様書』のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 見積限度額

基本設計 6,600,000 円

詳細設計 15,400,000 円

合 計 22,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※屋内遊戯施設整備工事費は、2億円以下を想定している。

3. 公募型プロポーザル方式の採用理由と種別

本業務は、沖縄県内の屋内遊戯施設に関する設計・整備事例や商業施設への設置事例が少ないこと、テーマ性を持った魅力のある施設とするため「創造的な遊びの空間」「子どもの安全性」「運営の安定性」といった高度で専門的な提案を求めていることなどから、「実績（経験値）」「技術力」「企画力」「取組み意欲」などを総合的に評価し、最適な設計者を広く候補者を募集し選定する必要があるため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を採用するものである。

4. 応募条件

(1) 参加者の構成

単独の1者とする。

(2) 参加者の応募条件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

- ① 沖縄県内に本社、本店、支店、営業所を有する者。
- ② 「令和7・8年度豊見城市入札参加資格者名簿（測量及び建設コンサルタント等業務）」に登録がある者。入札参加資格者名簿に登録がない者にあつては、他の地方公共団体において、入札参加資格者名簿に登録があるなど同等の資格があると認められる者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ④ 本市又は沖縄県内の地方公共団体からの指名停止期間中でないこと。
※募集開始日から優先交渉権者選定までに指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- ⑤ 次のいずれかに該当するものでないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団でないこと、または暴力団若しくはその構成員と関係を有する者でないこと。
- ⑦ 租税公課を滞納している者でないこと。
- ⑧ 本業務を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合はそれらの要件を満たすことが確認できる者であること。

5. 応募方法及び募集期間

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

提出期限：令和8年6月8日（月）17時まで

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る。）とする。 ※郵送の場合は提出期間内必着

提出先：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市 企画部 政策推進課 担当者宛て

提出部数：2部（正本1部、副本1部）

- 提出書類：① 参加表明書（様式1）
② 会社概要書（様式2）
③ 業務実績調書（様式3）
④ 業務体制調書（様式4）
⑤ 納税証明書（租税公課の滞納がないことの証明書）
⑥ 会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
⑦ 業務実績内容が確認できる資料（契約書の写し等）
⑧ 各資格証等の写し

6. 参加辞退

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、参加を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

提出期限：令和8年7月7日（火）17時まで

提出方法：参加辞退届（様式5）を電子メールで提出すること。

提出先：seisaku-g@city.tomigusuku.lg.jp ※電子メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

7. 参加資格審査（提案要請者選定基準）

（1）参加資格審査の方法

応募条件の確認を事務局にて行う。応募条件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

（2）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和8年6月12日（金）に電子メールで通知する。

8. 企画提案書の作成要領

本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者は、次のとおり必要書類を提出すること。

提出期限：令和8年7月8日（水）17時まで

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る。）とする。 ※郵送の場合は提出期間内必着

提出先：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市 企画部 政策推進課 担当者宛て

提出部数：8部（正本1部、副本7部）、同内容のPDFデータ1部（CD-R又はDVD-R）

提出書類：① 企画提案書（様式6）

② 提案内容概要〔実施方針、コンセプト、機能の構成等〕（任意様式）

③ 平面図（必要に応じて配置図、断面図等）、イメージパース（任意様式）

④ 実施スケジュール（任意様式）

⑤ 実施体制（任意様式）

⑥ 見積書・積算内訳書（任意様式）

※② 提案内容概要に、工事費見込額を記載すること。

その他：提出書類は全てA4判（A3判はZ折）の片面印刷とする。

提出書類は全部で15枚以下にまとめること。 ※A3判Z折も、A4判1枚と換算する。

9. 質問受付・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

提出期限：令和8年6月17日（水）17時まで

提出方法：質問書（様式7）を電子メールで提出すること。

提出先：seisaku-g@city.tomigusuku.lg.jp ※電子メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

回答時期：令和8年6月24日（水）予定

回答方法：質問者匿名にて本市ホームページ上で質問内容及び回答内容を掲載する。

10. プレゼンテーション（提案書特定手順）

提出された技術提案内容をより理解するため、プレゼンテーション審査を実施する。実施日時等の詳細については、別途通知する。

実施日：令和8年7月14日（火）予定

実施場所：豊見城市役所 会議室

実施時間：25分（プレゼンテーション15分 質疑応答10分）

その他：プレゼンテーションは非公開とし、録音・録画等は禁止とする。

プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとする。

提出した企画提案書以外の追加資料は認めない。

プレゼンテーション用のパソコンは提案者が用意するものとする。

プレゼンテーションの出席者は4名以内とする。

11. 審査

（1）審査基準（提案者を特定するための評価基準）

本業務の提案に係る審査は、別紙「豊見城市屋内遊戯施設整備基本設計・実施設計業務委託 公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づき行うものとする。

（2）審査方法

審査は、豊見城市屋内遊戯施設整備基本設計・実施設計業務委託 優先交渉権者選定委員会にて、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、審査基準により総合的に審査し、次のとおり優先交渉権者を選定する。

①各委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者を選定するものとする。

②順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点数が最も多い者を優先交渉権者とする。

③当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、委員長が当該提案者の代理者として指名した委員にそれぞれにくじを引かせて優先交渉権者を定めるものとする。

④企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、評価点の平均点（合計点を委員数で除した点数）が60点を超える場合に限り優先交渉権者として選定する。

（3）審査結果の通知および公表

審査結果は、令和8年7月下旬に各提案者に通知する。また、本市ホームページで審査結果及び優先交渉権者の提案概要（イメージパース等）を公表する。なお、本プロポーザルの審査経過は非公開とする。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

12. 契約の締結等

(1) 契約手続き

優先交渉権者と契約に係る内容の確認及び協議を行い、企画提案書により提示された見積限度額の範囲内で見積書を徴収の上、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、協議により合意に至らない場合は次点候補者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

本業務に係る契約保証金は、豊見城市契約規則（昭和49年7月30日規則第11号）の規定に基づき取り扱うものとする。

13. 失格事項

提案者が、次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 提出期限までに全ての必要書類の提出を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載したことが判明した場合
- (3) 見積金額が見積限度額を超えている場合
- (4) 選定結果に影響する不正行為を行った場合
- (5) 公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合
- (6) その他本実施要領の諸条件に違反した場合

14. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加費用は全て自己負担とする。
- (2) 提出書類は非公開とし返却しない。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は、原則として提案者に帰属するものとする。ただし、市は、本業務の公表及びその他市が必要と認める場合、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類は情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合がある。
- (6) 本プロポーザルに関する異議申し立ては、正当な理由が無い限り受理しない。
- (7) 本実施要領に定めのない事項は、事務局及び選定委員会で定める。

16. スケジュール（対象業務の全体スケジュール）

内容	日程
公募開始	令和 8 年 5 月 20 日（水）
参加表明書提出期限	令和 8 年 6 月 8 日（月）17 時まで
参加資格確認結果通知	令和 8 年 6 月 12 日（金）
質問書提出期限	令和 8 年 6 月 17 日（水）17 時まで
質問回答期限	令和 8 年 6 月 24 日（水）
参加辞退届提出期限	令和 8 年 7 月 7 日（火）17 時まで
企画提案書提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）17 時まで
プレゼンテーション	令和 8 年 7 月 14 日（火）予定
審査結果通知	令和 8 年 7 月 17 日（金）予定
契約締結	令和 8 年 7 月 28 日（火）予定
履行期限（基本設計・実施設計）	令和 9 年 3 月 31 日（水）

17. 問合せ先

住 所：〒901-0292 沖縄県豊見城市一丁目1番地1

担当課：豊見城市 企画部 政策推進課

電 話：098-851-2364

メール：seisaku-g@city.tomigusuku.lg.jp